

府政共生第135号  
平成28年1月29日

都道府県知事  
各 殿  
政令指定都市市長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
（公印省略）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則の公布について（通知）

政府の障害者施策の推進につきましては、平素より御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されます。

このたび、法の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成28年政令第32号。以下「施行令」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則（平成28年内閣府令第2号。以下「施行規則」という。）を制定し、公布いたしました。

つきましては、施行令及び施行規則の概要は下記のとおりですので、御了知いただきますとともに、関係部局等に対し御周知の上、障害者差別の解消に向けた連携を一層深め、引き続き、法施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県知事におかれましては、都道府県教育委員会、都道府県公安委員会その他関係する執行機関に本通知を回付いただくとともに、貴管内市町村、関係機関・団体及び住民に対して施行令及び施行規則の内容を広く周知願います。政令指定都市市長におかれましては、関係する執行機関に本通知を回付いただくとともに、関係機関・団体及び住民に対して、施行令及び施行規則の内容を広く周知願います。

条文等の関係資料は、内閣府の障害者施策担当ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 施行令関係

#### 1. 国の行政機関の範囲（第1条第1項及び第2項関係）

法第2条第4号ニ及びホの政令で定める機関は、警察庁及び検察庁とすること。

#### 2. 独立行政法人等の範囲（第2条関係）

法第2条第5号ロの政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とすること。

#### 3. 地方公共団体の長等が処理する事務（第3条関係）

法第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととすること。障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げないこと。

#### 4. 権限の委任（第4条第1項～第5項関係）

- (1) 主務大臣は、内閣府設置法第49条第1項の庁の長、国家行政組織法第3条第2項の庁の長又は警察庁長官に、法第11条及び第12条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができるものとする。
- (2) 主務大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第49条第1項の庁の長又は国家行政組織法第3条第2項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法第17条若しくは第53条の官房、局若しくは部の長、同法第17条第1項若しくは第62条第1項若しくは第2項の職若しくは同法第43条若しくは第57条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第7条の官房、局若しくは部の長、同法第9条の地方支分部局の長若しくは同法第20条第1項若しくは第2項の職に、法第12条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができるものとする。
- (3) 警察庁長官は、警察法第19条第1項の長官官房若しくは局、同条第2項の部又は同法第30条第1項の地方機関の長に、第1項の規定により委任された法第12条に規定する権限を委任することができるものとする。

- (4) 金融庁長官は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、第1項の規定により委任された法第12条に規定する権限を委任することができるものとする。
- (5) 主務大臣、内閣府設置法第49条第1項の庁の長、国家行政組織法第3条第2項の庁の長又は警察庁長官は、前各項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限及び委任の効力の発生する日を公示しなければならないものとする。

#### 5. 施行期日（附則関係）

本施行令は、平成28年4月1日から施行すること。

### 第2 施行規則関係

#### 1. 協議会の公表内容（第1項関係）

法第18条第5項の規定による公表は、障害者差別解消支援地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。

#### 2. 協議会の公表方法（第2項関係）

前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 3. 施行期日（附則関係）

本施行規則は、平成28年4月1日から施行すること。

[参考] 内閣府 障害者施策担当ホームページ

「障害を理由とする差別の解消の推進」のページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

(添付資料)

- ・別添1：施行令の条文
- ・別添2：施行規則の条文

(担当)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（障害者施策担当）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-6257-1458（直通）

FAX：03-3581-0902

## 政令第三十二号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令

内閣は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第四号ニ及びホ並びに第五号ロ、第二十二号並びに第二十三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第四号ニ及びホの政令で定める機関）

第一条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号ニの政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第四号ホの政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

（法第二条第五号ロの政令で定める法人）

第二条 法第二条第五号ロの政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第三条 法第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととする。ただし、障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

(権限の委任)

第四条 主務大臣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に、法第十一条及び第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2 主務大臣(前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長)は、内閣府設置法第十七条若しくは第五

十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に、法第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものを委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に、第一項の規定により委任された法第十二条に規定する権限を委任することができる。

4 金融庁長官は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、第一項の規定により委任された法第十二条に規定する権限を委任することができる。

5 主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前各項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第二条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四百三十六号の二を第四百三十六号の三とし、第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十六号の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)

(内閣府本府組織令の一部改正)

第三条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中(53)を(54)とし、(47)から(52)までを(48)から(53)までとし、(46)の次に次のように加える。

(47) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進

に関すること。

(復興庁組織令の一部改正)

第四条 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表に次のように加える。

障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律 施行令(平成二十八年政 令第三十二号)	第四条第二項	第五十七条の地 方支分部局の長	第五十七条の地方支分部局の長、復興 庁設置法(平成二十三年法律第二百十 五号)第十二条第一項の職若しくは同 法第十七条第一項の地方機関の長
--	--------	--------------------	--



○内閣府令第二号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第五項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公表は、障害者差別解消支援地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。

2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。



【 地方公共団体の長等が処理する事務 】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第22条及び同法施行令（平成28年政令第32号）第3条の規定による地方公共団体の長等が処理する事務のうち、内閣府において把握しているものは次のとおりです。

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
国家公安委員会	古物営業法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	古物商
	古物営業法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	古物市場主
	古物営業法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	古物競りあつせん業者
	質屋営業法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	質屋
	警備業法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	警備業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	風俗営業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都道府県公安委員会	都道府県風俗環境浄化協会
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	店舗型性風俗特殊営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	無店舗型性風俗特殊営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	映像送信型性風俗特殊営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	店舗型電話異性紹介営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	無店舗型電話異性紹介営業を営む者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	飲食店営業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	興行場営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	特定性風俗物品販売等営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	接客業務受託営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律【未施行(平成28年6月23日施行)】		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	特定遊興飲食店営業者
	銃砲刀剣類所持等取締法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	指定射撃場の設置者又は管理者
	銃砲刀剣類所持等取締法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	教習射撃場の設置者又は管理者
	銃砲刀剣類所持等取締法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	練習射撃場の設置者又は管理者
	銃砲刀剣類所持等取締法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	猟銃等保管業者
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律		都道府県公安委員会	都道府県暴力追放運動推進センター
	暴力追放運動推進センターに関する規則		都道府県公安委員会	都道府県暴力追放運動推進センター
	道路交通法		都道府県公安委員会	都道府県交通安全活動推進センター
	交通安全活動推進センターに関する規則		都道府県公安委員会	都道府県交通安全活動推進センター
	道路交通法		都道府県公安委員会	確認事務の委託を受けるために都道府県公安委員会の登録を受けた法人
	道路交通法		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	届出自動車教習所

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
金融庁	道路交通法		都道府県公安委員会又は方面公安委員会	指定自動車教習所
	道路交通法		都道府県公安委員会又は方面公安委員会	指定講習機関
	道路交通法		都道府県公安委員会又は方面公安委員会	認定運転転免許取得者教育を行う者
	自動車運転代行業の適正化に関する法律		都道府県公安委員会又は方面公安委員会	自動車運転代行業者
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律		都道府県公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体
	自転車の防犯登録を行う者の指 定に関する規則(自転車の安全利 用の促進及び自転車等の駐車対 策の総合的推進に関する法律に 基づくもの)		都道府県公安委員会	自転車防犯登録業者
	探偵業の業務の適正化に関する 法律		都道府県公安委員会	探偵業者
	インターネット異性紹介事業を利 用して児童を誘引する行為の規制 等に関する法律		都道府県公安委員会又は方面公 安委員会	インターネット異性紹介事業者
	労働金庫法施行令		都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない 区域を地区とする労働金庫及び 一の都道府県の区域を越えない 区域を地区とする労働金庫を所 属労働金庫とする労働金庫代理 業者(その主たる営業所等が当該 都道府県に所在する者に限る。)

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	労働金庫法施行令	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所屬労働金庫とする労働金庫代理業者の当該所屬労働金庫のために労働金庫代理業を行う営業所又は事務所(当該労働金庫代理業者の主たる営業所等が所在する都道府県以外の都道府県に所在するものに限る。)
	協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫
	貸金業法	消費者庁	都道府県知事	貸金業者
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	厚生労働省又は農林水産省	都道府県知事	労働金庫等又は農業協同組合等
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令	厚生労働省	都道府県知事	労働金庫等
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令	農林水産省	都道府県知事	農業協同組合等
総務省	行政書士法		都道府県知事	指定試験機関
	行政書士法	第4条の11第2項、第4条の12第2項	都道府県知事	行政書士及び行政書士法人
	行政書士法	第13条の22第1項	都道府県知事	行政書士
	行政書士法	第14条	都道府県知事	行政書士法人
	行政書士法	第14条の2第1項・第2項	都道府県知事	行政書士会
	行政書士法	第18条の6	都道府県知事	行政書士会
	放送法		都道府県知事	小規模施設特定有線一般放送事業者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
財務省	農水産業協同組合貯金保険法	農林水産省、金融庁	都道府県知事	農水産業協同組合、農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	金融庁、農林水産省、厚生労働省、経済産業省	都道府県知事	金融機関又は銀行持株会社等(農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合、水産加工協同組合連合会)、当該金融機関等の子会社又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者
文部科学省	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法	金融庁	都道府県知事	認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等(農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会)
	私立学校法	第4条第4号	第4条第4号で掲げる学校法人等の所轄庁である都道府県知事	学校法人、私立学校法第64条第4項の法人
	学校教育法	第130条他	私立専修学校の認可権者である都道府県知事	私立専修学校の設置者
	社会教育法	第11条、第14条、第23条の2第2項、第39条、第42条第2項		社会教育関係団体、私立の公民館類似施設、法人が設置する公民館
	図書館法	第25条、第27条、第29条第2項		私立図書館、私立の図書館同種施設
	博物館法	第27条、第28条、第29条		私立博物館、私立の博物館に相当する施設
	PTA・青少年教育団体共済法	第3条、第6条第1項・第2項・第3項、第7条、第11条、第14条第1項、第15条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条、第20条、第22条第1項		共済団体

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	PTA・青少年教育団体共済法施行規則		教育委員会	共済団体
	構造改革特別区域法		構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長	学校設置会社
	構造改革特別区域法		構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長	学校設置非営利法人
	宗教法人法		都道府県知事	宗教法人
	児童福祉法		都道府県知事	指定試験機関
	児童福祉法		都道府県知事	指定療育機関
	児童福祉法		都道府県知事又は市町村長	指定障害児通所支援事業者
	児童福祉法		都道府県知事	指定障害児入所施設
	児童福祉法		市町村長	指定障害児相談支援事業者
	児童福祉法		都道府県知事、指定都都市市長、中核市市長	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童福祉施設の長
	児童福祉法		都道府県知事	障害児通所支援事業若しくは小規模住居型児童養育事業
	児童福祉法		都道府県知事	児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業を行う者
	児童福祉法		市町村長	放課後児童健全育成事業者
	児童福祉法		都道府県知事	一時預かり事業を行う者
	児童福祉法		市町村長	家庭的保育事業等を行う者
	児童福祉法		都道府県知事	病児保育事業を行う者
	児童福祉法		都道府県知事、指定都都市市長、児童相談所設置市市長	国、都道府県、市町村以外の者
	児童福祉法		都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長
	児童福祉法		都道府県知事	児童福祉施設の設置者



所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	児童福祉法		都道府県知事、指定都市市長、中核市長、児童相談所設置市長	児童福祉施設の長
	児童福祉法		都道府県及び市町村	児童福祉施設の設置者
	児童福祉法		都道府県知事、指定都市市長、中核市長、児童相談所設置市長	児童福祉施設
	児童福祉法		都道府県知事、指定都市市長、児童相談所設置市長	児童福祉施設の設置者
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		都道府県知事又は市町村長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		都道府県知事又は市町村長	指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者若しくは移動支援事業者を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		都道府県知事	市町村が設置した障害者支援施設
	身体障害者福祉法		都道府県知事	身体障害者生活訓練等事業
	発達障害者支援法		都道府県知事	発達障害者支援センター
	老人福祉法		都道府県知事	老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者
	老人福祉法		都道府県知事	介護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長
	老人福祉法		都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者
	老人福祉法		都道府県知事	介護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者
	老人福祉法		都道府県知事	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者
	老人福祉法		都道府県知事	有料老人ホームの設置者
	老人福祉法		都道府県知事	中核市の長
	老人福祉法		都道府県知事	登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	国土交通省	都道府県知事	

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	国土交通省	都道府県知事	指定登録機関
	第35条、第36条			
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	国土交通省	都道府県知事	認可事業者
	第66条、第68条			
	介護保険法		都道府県知事	居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者
	第24条第1項			
	介護保険法		市町村長	居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	第42条第4項			
	介護保険法		市町村長	地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	第42条の3第3項			
	介護保険法		市町村長	住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者
	第45条第8項、第57条第8項			
	介護保険法		市町村長	居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	第47条第4項			
	介護保険法		市町村長	施設サービスを担当する者若しくは担当した者
	第49条第3項			
	介護保険法		市町村長	介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	第54条第4項			
	介護保険法		市町村長	地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	第54条の3第3項			
	介護保険法		市町村長	介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	第59条第4項			
	介護保険法		市町村長	登録試験問題作成機関
	第69条の22第2項		都道府県知事	指定試験実施機関
	介護保険法		都道府県知事	登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員
	介護保険法		都道府県知事	指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
	第69条の38第2項			
	介護保険法		都道府県知事	指定居宅サービス事業者
	第76条第1項			
	介護保険法		都道府県知事	指定居宅サービス事業者
	第76条の2第1項・第3項			
	介護保険法		都道府県知事	指定居宅サービス事業者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	介護保険法	第78条の7第1項	市町村長	指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
	介護保険法	第78条の9第1項・第3項	市町村長	指定地域密着型サービス事業者
	介護保険法	第83条第1項	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
	介護保険法	第83条の2第1項・第3項	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者
	介護保険法	第90条第1項	都道府県知事	指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者
	介護保険法	第91条の2第1項・第3項	都道府県知事	指定介護老人福祉施設
	介護保険法	第100条第1項	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者
	介護保険法	第101条、第102条、第103条第1項・第3項	都道府県知事	介護老人保健施設
	介護保険法	第115条の7第1項	都道府県知事、市町村長	指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
	介護保険法	第115条の8第1項・第3項	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者
	介護保険法	第115条の17第1項	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
	介護保険法	第115条の18第1項・第3項	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	介護保険法	第115条の27第1項	市町村長	指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	介護保険法	第115条の28第1項・第3項	市町村長	指定介護予防支援事業者
	介護保険法	第115条の35第4項	都道府県知事	介護サービス事業者
	介護保険法	第115条の40第1項	都道府県知事	指定調査機関
	介護保険法	第115条の45の7第1項	市町村長	指定事業者若しくは指定事業者であつた者若しくは当該第115条の45の3第1項の指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第115条の45の8第1項・第3項	市町村長	指定事業者
	介護保険法	第172条第1項	都道府県知事	支払基金又は第161条の規定による委託を受けた者
	介護保険法	第197条第4項	都道府県知事	医療保険者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第1項	都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者又は第80条の6第1項の登録を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第2項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第3項	都道府県知事	薬局開設者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第4項	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、第80条の6第1項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者又は第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第5項	都道府県知事	登録認証機関
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第70条第1項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業者若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第70条第2項	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	第70条第1項による命令を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第3項	都道府県知事	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器の修理業者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第4項、第72条の4第1項・第2項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の2第1項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者又は店舗販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の2第2項	都道府県知事	配置販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の3	都道府県知事	薬局開設者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の5第1項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	第68条の規定に違反した者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の5第2項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。))の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	特定電気通信役務提供者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第73条	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。))の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局の管理者又は店舗管理者、区域管理者若しくは医薬品営業所管理者、医療機器の販売業若しくは貸与業の管理者若しくは再生医療等製品営業所管理者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第74条	都道府県知事	配置販売業
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条第2項	都道府県知事	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器の修理業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条の2第2項	都道府県知事	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第76条の8	都道府県知事	指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	毒物及び劇物取締法	第15条の3	都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	毒物劇物営業者又は特定毒物研究者
	毒物及び劇物取締法	第17条第1項	都道府県知事	毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者
	毒物及び劇物取締法	第17条第2項	都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	毒物又は劇物の販売業者又は特定毒物研究者
	毒物及び劇物取締法	第19条第1項	都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	販売業の登録を受けている者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の38第1項	都道府県知事	麻薬取扱者、向精神薬取扱者その他の関係者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の38第2項	都道府県知事	麻薬等原料営業者その他の関係者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の39	都道府県知事	向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の40、第51条第2項	都道府県知事	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の41	都道府県知事	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が置く向精神薬取扱真
	麻薬及び向精神薬取締法	第51条第1項	都道府県知事	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者
	麻薬及び向精神薬取締法	第51条第3項	都道府県知事	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	大麻取締法	第18条	都道府県知事	大麻取扱者
	大麻取締法	第21条第1項	都道府県知事	大麻取扱者その他の関係者
	あへん法	第44条第2項	都道府県知事	けし栽培者、麻薬研究者その他の関係者



所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	覚せい剤取締法	第31条	都道府県知事	覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開業者若しくは管理者若しくは覚せい剤研究者又は第30条の7(所持の禁止)第1号から第7号までに規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者を、飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者を含む。)その他の関係者
	安全な血液製剤の安定供給等に関する法律	第23条第1項	都道府県知事	採血事業者
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第6条第2項	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。)	当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第7条第2項	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。)	家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第41条第1項	都道府県知事	シルバー人材センター
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第43条の2(第45条で準用する場合を含む)、第43条の3第1項(第45条で準用する場合を含む)	都道府県知事	シルバー人材センター、シルバー人材センター連合
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第44条第1項	都道府県知事	シルバー人材センター連合
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第22条第1項、第23条、第31条の7第4項、第33条第5項	都道府県知事	母子家庭日常生活支援事業を行う者、父子家庭日常生活支援事業を行う者、寡婦日常生活支援事業を行う者
	母子保健法	第20条第7項	都道府県知事	指定養育医療機関
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第56条の30、第56条の31第1項	都道府県公安委員会	特定病原体所持者、三種病原体等を輸入した者、四種病原体等を輸入した者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者
	職業能力開発促進法	第37条の10第3項	都道府県知事	職業訓練法人監事
	職業能力開発促進法	第39条の2第1項・第2項	都道府県知事	職業訓練法人
	職業能力開発促進法	第98条	都道府県知事	認定職業訓練を実施する事業者
	国民健康保険法	第41条第1項	都道府県知事	保険医及び保険薬剤師

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
国民健康保険法	第45条の2第1項	都道府県知事	都道府県知事	保険医療機関若しくは保険医療機関等の解説者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者
国民健康保険法	第54条の2の2	都道府県知事	都道府県知事	指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者
国民健康保険法	第54条の2の3第1項	都道府県知事	都道府県知事	指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者
国民健康保険法	第106条第1項	都道府県知事	都道府県知事	保険業者又は連合会
国民健康保険法	第108条第1項・第2項・第3項・第4項	都道府県知事	都道府県知事	組合若しくは連合会又はその役員
高齢者の医療の確保に関する法律	第66条第1項、第72条第1項	都道府県知事	都道府県知事	保険医療機関又は保険薬局
高齢者の医療の確保に関する法律	第80条、第81条第1項	都道府県知事	都道府県知事	指定訪問看護事業者
高齢者の医療の確保に関する法律	第152条第1項	都道府県知事	都道府県知事	社会保険診療報酬支払基金
高齢者の医療の確保に関する法律	第162条	都道府県知事	都道府県知事	国民健康保険団体連合会
社会福祉法	第56条、第57条、第58条	都道府県知事又は市長	都道府県知事又は市長	社会福祉法人
社会福祉法	第70条、第71条、第72条	都道府県知事	都道府県知事	社会福祉事業を営業者
社会福祉法	第91条	都道府県	都道府県	社会福祉事業を営業者
社会福祉法	第97条、第98条	都道府県知事	都道府県知事	都道府県センター
社会福祉法	第121条	都道府県知事等	都道府県知事等	共同募金会
社会福祉法施行令	第8条、第9条	都道府県知事	都道府県知事	指定養成機関等
社会福祉士及び介護福祉士法	第48条の9	都道府県知事	都道府県知事	登録啓蒙吸引等事業者
社会福祉士及び介護福祉士法	附則第14条、附則第15条、附則第16条	都道府県知事	都道府県知事	登録研修機関
社会福祉士及び介護福祉士法	附則第20条第2項	都道府県知事	都道府県知事	特定行為業務を行おうとする者
社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第6条、第7条	都道府県知事	都道府県知事	指定養成施設等
社会福祉施設職員等退職手当共済法	第23条第1項	都道府県知事	都道府県知事	経営者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	消費生活協同組合法	第93条、第93条の2、第93条の3、第94条、第94条の2、第95条、第95条の2、第96条	主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を超えない場合)	消費生活協同組合
	生活困窮者自立支援法	第15条第2項	都道府県等	認定生活困窮者就労訓練事業を行う者または認定生活困窮者就労訓練事業を行っている者
	生活保護法	第43条第1項、第46条第3項	都道府県知事	保護施設
	生活保護法	第44条第1項	都道府県知事	保護施設の管理者
	生活保護法	第45条第1項	都道府県知事	地方独立行政法人
	生活保護法	第45条第2項	都道府県知事	社会福祉法人又は日本赤十字社
	生活保護法	第51条第2項	都道府県知事	都道府県知事の指定した医療機関
	生活保護法	第54条第1項	都道府県知事	指定医療機関等
	生活保護法	第54条の2第4項	都道府県知事	指定介護機関等
	生活保護法	第55条第2項	都道府県知事	指定助産機関等
	生活保護法	第74条第2項、第79条	都道府県知事	生活保護法第74条第1項の規定により補助を受けた保護施設
	生活保護法	第74条の2	地方公共団体の長	保護施設
	医療法	第25条	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者
	医療法	第63条、第64条	都道府県知事	医療法人
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第10条	都道府県知事	施術者、施術所の開設者、施術所
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令	第5条	都道府県知事	はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設
	柔道整復師法	第21条	都道府県知事	施術所の開設者、柔道整復師、施術所
	柔道整復師法施行令	第6条	都道府県知事	柔道整復師養成施設
	保健師助産師看護師法施行令	第15条	都道府県知事	看護師等養成所
	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第18条	都道府県知事	都道府県ナースセンター
	診療放射線技師法施行令	第11条	都道府県知事	診療放射線技師養成所
	臨床検査技師等に関する法律施行令	第14条	都道府県知事	臨床検査技師養成所
	理学療法士及び作業療法士法施行令	第13条	都道府県知事	理学療法士養成施設、作業療法士養成施設
	視能訓練士法施行令	第14条	都道府県知事	視能訓練士養成所
	言語聴覚士学校養成所指定規則	第6条	都道府県知事	言語聴覚士養成所

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
農林水産省	臨床工学技士学校養成所指定規則	第6条	都道府県知事	臨床工学技士養成所
	義肢装具士学校養成所指定規則	第6条	都道府県知事	義肢装具士養成所
	歯科衛生士法施行令	第6条	都道府県知事	歯科衛生士養成所
	歯科技工士法施行令	第13条	都道府県知事	歯科技工士養成所
	水道法	第46条	都道府県知事	水道事業者、水道用水供給事業
	水道法	第25条の10、第25条の11	水道事業者(原則市町村経営)	指定給水装置工事事業者
	旅館業法	第7条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区长)	営業者その他の関係者
	旅館業法	第8条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区长)	営業者又はその代理人、使用人その他の従業者
	興行場法	第5条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区长)	営業者その他の関係者
	興行場法	第6条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区长)	営業者
	美容師法	第14条、第15条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区长)	美容所の開設者
	理容師法	第13条、第14条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区长)	理容所の開設者
	クリーニング業法	第5条の2、第10条、第10条の2、第11条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区长)	営業者
	公衆浴場法	第6条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区长)	営業者その他の関係者
	公衆浴場法	第7条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区长)	営業者
	農薬取締法	第13条第1項・第3項・第14条第1項・第4項	都道府県知事	農薬販売者等
	肥料取締法	第29条第1項、第30条第1項、第31条第2項・第3項	都道府県知事	肥料の生産業者、輸入業者等
肥料取締法	第29条第3項、第30条第3項、第31条第2項・第3項	都道府県知事	肥料の販売業者等	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第1項、第71条	厚生労働省	医薬品等の製造販売業者等	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第4項	厚生労働省	医薬品等の販売業者等	

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等を業務上取り扱う事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等の製造業者等
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	都道府県知事	第68条の規定に違反した者
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律		都道府県知事	飼料又は飼料添加物の販売業者等
	獣医療法		都道府県知事	開設者、管理者、住診診療者
	農林物資の規格化等に関する法律	消費者庁	都道府県知事	品質表示基準が定められた農林物資の製造業者等(表示に関する指示・命令の権限については、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一つの都道府県の区域内のみにあるものに限る。)
	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	消費者庁	都道府県知事	米穀事業者等(勸告・命令の権限については、米穀事業者であつて、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)
	農業信用保証保険法	金融庁	行政庁	農業信用基金協会
	農業協同組合法	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会
	農業協同組合法	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会の子会社等、信用事業受託者及び共済代理店
	農業協同組合法	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会
	農業協同組合法	金融庁	行政庁	都道府県農業協同組合中央会
	農業災害補償法		行政庁	農業共済組合
	森林組合法		都道府県知事	都道府県の区域を地区とする森林組合連合会

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
国土交通省	水産業協同組合法	金融庁、国土交通省	都道府県知事	水産業協同組合
	中小漁業融資保証法	金融庁	都道府県知事	漁業信用基金協会
	建築士法		都道府県知事	二級建築士等
	道路運送法施行令	第127条第1項、第127条第15項、第84条第6項、第10条等	都道府県知事 (権限委譲を希望する)指定都道府県又は指定市町村の長	自家用有償旅客運送者
	自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律施行令	第7条第1項	都道府県知事	自動車運送代行業者
	道路運送法施行令	第3条第1項、第6条第1項	都道府県知事	自動車道事業者
	旅行業法施行令	第5条第1項	都道府県知事	旅行者、登録研修機関、旅行業協会、法第25条の団体
	国際観光ホテル整備法	第44条第1項・第2項・第3項・第4項	都道府県知事	登録ホテル事業者
	通訳案内士法	第34条	都道府県知事	通訳案内士
	外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律	第20条第1項	都道府県知事	通訳案内士
沖繩復興特別措置法	第14条第8項	都道府県知事	通訳案内士	
福島復興再生特別措置法	第63条第8項	都道府県知事	通訳案内士	
小笠原諸島振興開発特別措置法	第17条第8項	都道府県知事	通訳案内士	
奄美群島振興開発特別措置法	第17条第9項	都道府県知事	通訳案内士	
中心市街地の活性化に関する法	第36条第9項	都道府県知事	通訳案内士	
構造改革特別区域法	第19条の2第9項	都道府県知事	通訳案内士	
建設業法	第19条の5	都道府県知事	建設業者と請負契約を締結した発注者	
建設業法	第27条の26、第28条、第29条、第29条の2、第29条の4、第31条	都道府県知事	建設業者	
建設業法	第27条の38	都道府県知事	建設業者団体	
建設業法	第41条	都道府県知事	建設業者及び建設業者団体	
浄化槽法	第7条の2、第12条の2	環境省	浄化槽管理者	
浄化槽法	第12条	環境省	浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者	
浄化槽法	第32条	環境省	浄化槽工事業者	

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
環境省	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	環境省	都道府県知事	建設工事受注者及び自主施工者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	環境省	都道府県知事	建設工事受注者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	環境省	都道府県知事	解体工事業者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	環境省	都道府県知事	建設工事の発注者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	環境省	都道府県知事	建設工事の発注者、自主施工者及び建設工事受注者
	不動産の鑑定評価に関する法律	金融庁	都道府県知事	不動産鑑定業者
	不動産特定共同事業法	金融庁	都道府県知事	不動産特定共同事業者
	宅地建物取引業法		都道府県知事	宅地建物取引業者
	積立式宅地建物取引業法		都道府県知事	宅地建物取引業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市町村長	市町村長	一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	都道府県知事	都道府県知事	一般廃棄物処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を設置しようとする者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	都道府県知事	都道府県知事	第8条第1項の許可を受けた者	

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の3	都道府県知事	許可を取り消された第8条第1項の許可を受けた者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4	都道府県知事	第8条第1項の許可を受けた者であって熱回収の機能を有するものを設置している者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の5、第9条の7	都道府県知事	第8条第1項の許可を受けている者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の5第8項	都道府県知事	情報処理センター(法第12条の5第1項)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の6	都道府県知事	法第12条の3第1項に規定する運搬受託者又は処分受託者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の2第1項・第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項・第4項 第14条の3、第14条の3の2	都道府県知事	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の5第1項・第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項・第4項	都道府県知事	特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第1項	都道府県知事	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の2第1項・第15条の2の6第1項・第3項において読み替えて準用する第9条第3項・第4項・第5項・第6項 第15条の2の7、第15条の3 第15条の4において読み替えて準用する第9条の5第1項、第9条の7第2項	都道府県知事	産業廃棄物処理施設の設置者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の2第2項	都道府県知事	許可を取り消された産業廃棄物処理施設の設置者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第1項・第5項	都道府県知事	産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者



所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の16	都道府県知事	廃棄物処理センター
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項、第19条第1項	市町村長	一般廃棄物等の収集、運搬又は処理施設の設置者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項、第19条第1項	都道府県知事	産業廃棄物等の収集、運搬又は処理施設の設置者、情報処理センター
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3	市町村長	一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、特別管理一般廃棄物収集運搬業者及び特別管理一般廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3	都道府県知事	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4	市町村長	一般廃棄物処理基準又は保管基準(特別管理一般廃棄物処理基準又は保管基準)に適合しない一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第1項	都道府県知事	産業廃棄物処理基準又は保管基準(特別管理産業廃棄物処理基準又は保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条の2	都道府県知事	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者
	浄化槽法	第12条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長する。)	浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士、浄化槽清掃業者、技術管理者
	浄化槽法	第41条第1項	市町村長	浄化槽清掃業者
	浄化槽法	第48条第4項	市町村長(保健所を設置する市及び特別区の長を除く。)	浄化槽の保守点検を業とする者
	浄化槽法	第53条第1項、第2項	当該行政庁	浄化槽清掃業者、浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士、指定検査機関
	動物の愛護及び管理に関する法律	第10条	都道府県知事、政令指定都市の長	動物の取扱業を営もうとする者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	動物の愛護及び管理に関する法律		都道府県知事、政令指定都市の長	第10条第1項の登録の更新を受けようとする者
	動物の愛護及び管理に関する法律		都道府県知事、政令指定都市の長	第一種動物取扱業者
	動物の愛護及び管理に関する法律		都道府県知事	犬猫等販売業者
	動物の愛護及び管理に関する法律		都道府県知事、政令指定都市の長	第23条第1項及び第2項の規定による勧告を受けた者
	動物の愛護及び管理に関する法律		都道府県知事、政令指定都市の長	飼養施設を設置して動物の取扱業を行うおととする者
	動物の愛護及び管理に関する法律		都道府県知事、政令指定都市の長	第24条の2の規定による届出をした者(第二種動物取扱業者)
	動物の愛護及び管理に関する法律		都道府県知事、政令指定都市の長	第二種動物取扱業者

各主務大臣における対応指針の周知実績(平成28年1月時点)

※1年については特段の記載がなければ平成27年  
(1)事務連絡・通知等

	(1)事務連絡・通知等		(2)説明会等		対象	内容	対象
	発出年月日	名称	開催年月日	名称			
内閣府						子ども・子育て支援新制度についての行政説明の中で、差別解消法に係る対応について説明	都道府県の子ども・子育て担当者
金融庁	10月30日	「陳省者差別解消の推進に関する対応指針について(周知文書)」		平成28年1月27日説明会	子ども・子育て支援新制度		
消費者庁	平成28年1月15日	消費者庁所管事業分野における陳省者理由と異なる差別の解消の推進に関する対応指針の策定について(事務連絡)			金融庁所管の業界団体等(66団体)		
復興庁	11月11日	陳省者差別解消法対応指針について(メール)			通称消費者団体(13団体)		
	11月18日	陳省者差別解消法に基づく対応指針への意見募集の結果と最終版の周知(メール)			株式会社東日本大震災災害者再生支援機構		
	12月1日及び12月10日	総務省の対応指針(告示)と陳省者差別解消法概要について(メール)			日本放送協会 日本民間放送連盟 衛星放送協会 日本ケーブルテレビ連盟		
総務省	平成28年1月14日	陳省者差別解消法に基づく対応指針等の周知について(メール)			電気通信事業者協会 日本インターネットプロバイダー協会 テレコムサービス協会		
	平成28年1月14日	【事務連絡】総務省所管事業分野における陳省者理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の制定について			日本郵便株式会社		
	平成28年1月14日	【事務連絡】陳省者差別解消法に基づく対応指針の周知について(依頼)			信書便事業者協会		
	11月30日	「法務省所管事業(債権管理回収業・認証紛争解決事業)分野における陳省者理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の制定について(通知)			一般社団法人全国サービス協会 債権回収会社86社		
	11月30日	「法務省所管事業(債権管理回収業・認証紛争解決事業)分野における陳省者理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」について(通知)			認証紛争解決事業者		
	11月30日	「陳省者差別解消法に関する対応指針について(情報提供)」(メール)による事務連絡			日本公証人連合会		
法務省	平成28年1月19日	「法務省所管事業(公証人・司法書士・土地家屋調査士)分野における陳省者理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」について(通知)			日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会		
	平成28年1月22日	「法務省所管事業(公証人・司法書士・土地家屋調査士)分野における陳省者理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」について(通知)			日本公証人連合会		
	11月30日	「法務省所管事業(更生保護事業)分野における陳省者理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」について			各更生保護事業者(所管庁経由)及び所管庁		





厚生労働省 ※右の分類 は、(1)の み対象	(1) 事務連絡・通知等		(2) 説明会等		対象	
	発出年月日	名称	開催年月日	名称		
(福祉分野)	平成28年 1月15日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	12月17日	兵庫県家庭療育支援講座	基本指針説明(発達障害支援施策)	事業者 地方公共団体、 その他団体等
	平成28年 1月18日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	12月18日	発達障害児者支援フォーラム	基本指針説明(発達障害支援施策)	事業者、地方公共団体、 その他団体等
(福祉分野)	平成28年 1月18日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	12月19日	発達障害者支援センター近畿ブロック研修会	基本指針説明(発達障害支援施策)	事業者、地方公共団体、 その他団体等
(福祉分野)	平成28年 1月19日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	12月20日	東京都発達障害医療従事者向け講習会	基本指針説明(発達障害支援施策)	事業者 地方公共団体、 その他団体等
(福祉分野)	平成28年 1月27日	福祉分野ガイドライン周知(事務連絡)	平成28年 1月14日	国立障害者リハビリテーションセンター施設長会議	厚生労働省対応要領、福祉分野ガイドライン周知	自立支援局長、各セ ンター所長
(医療分野)	平成28年 1月14日	障害者差別解消法の施行に向けた医療関係事業者等への周知について(医政局総務課長 連名通知)	平成28年 1月20日	全国厚生労働関係部局長会議	差別解消法周知・ガイドライン周知	都道府県・指定都市・中 核市
(医療分野)	平成28年 1月14日	障害者差別解消法の施行に向けた医療関係事業者等への周知について(医政局総務課長 連名通知)	平成28年 1月30日	一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 福祉医療・老人成年委員全国会議	差別解消法周知・医療ガイドライン周知	学会所属医師等
(医療分野)	平成28年 1月15日	障害者差別解消法の施行に向けた医療関係事業者等への周知について(医政局総務課長 連名通知)				
(医療分野)	平成28年 1月15日	障害者差別解消法に係る医療関係事業者向けガイドラインについて(情報提供)				
(医療分野)	平成28年 1月18日	障害者差別解消法に係る医療関係事業者向けガイドラインについて(事務連絡)				
(衛生分野)	11月17日	障害者差別解消法に関する対応指針の公表について(課長通知)＜衛生事業者向け＞				
(衛生分野)	12月2日	障害者差別解消法の施行に向けた水道事業者等への周知について(通知)＜衛生事業者向け＞				

		(1) 事務連絡・通知等		(2) 説明会等			
		発出年月日	名称	対象	開催年月日	名称	対象
厚生労働省 (※右の分類は、(1)のみ対象)	社会保険 労務士)	12月3日	「障害者差別解消法の施行に向けた社会保険労務士の業務を行う事業者向けガイドラインの決定について」(厚生労働省労働基準局長官監督課長及び年金局事業企画課長通達)	全国社会保険労務士会連合会			
	その他	12月3日	「経済産業省所管事業分野における障害者理由とする差別の解消に関する対応指針」について (情報提供) (事務連絡)	各厚生労働大臣認可消費生活協同組合 (連合会)			
	その他	12月3日	障害者差別解消法の施行に向けた消費生活協同組合 (連合会) への追加周知について	各都道府県消費生活協同組合 (連合会) 各都道府県消費生活協同組合 (局)			
	その他	12月25日	ウェブサイトを「合理的配慮サーチャージ」について (情報提供)	各厚生労働大臣認可消費生活協同組合 (連合会) 各都道府県消費生活協同組合 (局)			
	農林水産省	12月7日	業界団体への官報告示のお知らせ	スーパーマーケット及び外食関係の団体			
経済産業省		12月7日	各地方農政局の「農業分野における障害者就労の促進ネットワーク(協議会)」へ官報告示のお知らせ	ネットワーク会員			
		11月24日	経済産業省の対応指針について (事務連絡・ハンフレット添付)	所管業界団体306団体あり			
国土交通省		11月11日	事業者団体(日本自動車整備振興会連合会等)へのメールによる周知	自動車整備事業者 ※事業者団体を通じて事業者へ。日整備ではHP及び会報誌へ掲載し会員向け周知。	11月16、17日 (休)	ユニバーサルドライブアドバイザー養成講座(全国ハイヤー・タクシードライバー)	法律の概要、対応指針について
		11月11日	事業者団体(日本建築士事務所協会連合会、日本建築士会連合会、日本建築家協会)への周知依頼	建築設計事業者 ※事業者団体を通じて会員事業者へ文書による周知。	12月10日 (休)	バリアフリーワークショップ「交通機関における差別解消法の施行に向けて」(エコモ財団)	法律の概要、対応指針について
		11月12日	事業者団体(全国空港ビル協会)への周知依頼	空港ターミナル事業者 ※事業者団体を通じて事業者へ文書による周知	12月17日	鉄道事業者説明会(日本地下鉄協会)	法律の概要、対応指針について
		11月13日	事業者団体(日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー連合会、全国個人タクシー協会、全国福祉輸送サービス協会、公共交通事業協会、全国レンタカー協会、全国自動車無線連合会、日本自動車運行管理協会、全国運輸代行協会、運輸代行振興機構)への周知依頼	バス・タクシー等事業者 ※事業者団体を通じて事業者へ文書による周知。	27年12月～28年1月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の施行に関する説明会(国交省土地・建設産業局)	法律の概要、対応指針について(他の法令の法改正等も含む)
		11月13日	事業者団体(日本外航密航協会)への周知依頼	外航密航事業者 ※事業者団体を通じて会員事業者へ文書による周知	平成28年1月19日	障害者差別解消法の施行に向けて(国交省総政局)	法律の概要、対応指針について
		11月16日	文書による周知	各旅客鉄道会社及び貨物鉄道会社(JR各社)※JR以外の各鉄道事業者は地方運輸局を通じて			
		11月16日	事業者団体(日本民営鉄道協会、日本地下鉄協会、日本公共交通事業協会、日本郵政交通協会、日本モノレール協会)への周知依頼	上記以外の鉄道事業者 ※事業者団体を通じて会員事業者へ文書による周知			

(1) 事務連絡・通知等		(2) 説明会等	
発出年月日	名称	開催年月日	名称
			対象
			内容
			対象
11月16日	事業者団体(日本旅客船協会、日本長距離フェリー協会)への周知依頼		国内旅客事業者 ※事業者団体を通じて会員事業者へ 文書による周知
11月17日	事業者団体(全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会、不動産協会、不動産流通経営協会、全国住宅産業協会、マンション管理業協会、日本賃貸住宅管理協会、日本ビルディング協会連合会)への周知依頼		不動産事業者 ※事業者団体を通じて事業者へ文書 による周知
12月16日	事業者団体(全日本航空事業連合会、定期航空協会、全国地域航空システム推進協議会)への周知依頼。		航空事業者 ※事業者団体を通じて加盟事業者へ 文書による周知。
12月16日	航空局から各社あてに文書により通知		上記団体等に参加していない本邦航空会社(SKY、APJ、JJP、VNL、SJO、WAJ)、及び、外国航空会社(7社)
平成28年 1月15日	【環境省】障害者差別解消法に基づく対応指針等の周知について(電子メール)(※動物取扱業関係)		(公財)日本動物愛護協会 (公社)日本動物福祉協会 (公社)日本愛玩動物協会 (公社)日本獣医師会 (一社)全国ペット協会 (公社)日本動物病院協会 (公社)日本動物園水族館協会
平成28年 1月15日	【環境省】障害者差別解消法に基づく対応指針等の周知について(電子メール)(※廃棄物処理業、浄化槽業関係)		(一社)全国清掃事業連合会 (一社)日本環境保全協会 (公社)日本ベストコントロール協会 (一社)全国浄化槽団体連合会 (公財)日本環境整備教育センター
	国土交通省		
	環境省		



各主務大臣における対応指針の周知予定(平成28年1月時点)

※1年については特段の記載がなければ平成28年(1)事務連絡・通知等

		(1)事務連絡・通知等		(2)説明会等			
発出年月日	名称	対象	開催年月日	名称	内容	場所	対象
2月上旬	名称未定(通知)	関係事業者団体等					
3月	「かいけつサポート通信」(法務省所管課において認証紛争解決事業者向けに発行している情報発信紙)※所管課発出の平成27年11月30日付け通知をアプターフオーバーするもの。	認証紛争解決事業者	2月22日	一般社団法人全国サービス協会第24回コンプライアンス研修会	債権差別解消対応指針の施行に向けた態勢構築について	JA共済ビル	債権回収会社
			2月4, 5日	更生保護施設経営研究会	行政説明の一つとして、法務省所管事業(更生保護事業)分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について説明予定	アルカディア市ヶ谷	全国の更生保護施設の役職員
2月中旬		関係事業者団体等					
1月下旬	「財務省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」について(通知)	各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長等	2月1日(予定)	発達障害者支援関係者報告会	発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等に関する報告会	未定	各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長、各指定都市教育委員会特別支援教育主管課長
3月中	衛生事業者むけガイドライン再周知(メール)	都道府県・政令市・特別区衛生主管部局、各生活衛生同業組合連合会(公財)全国生活衛生営業指導センター	2月26日	全国医政関係主管課長会議	医療分野ガイドライン周知	厚生労働省内	都道府県等の医政関係主管課長
3月中	障害者差別解消法の施行に向けた水道事業者等への周知について(事務連絡)	都道府県水道行政担当部局	3月初旬	障害保健福祉関係主管課長会議	福祉分野ガイドライン周知	厚生労働省2階講堂	都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉担当部局
2月中	「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」について(情報提供)(事務連絡)	各厚生労働大臣認可消費生活協同組合(連合会)	3月	社会・保健局関係主管課長会議	福祉分野ガイドライン周知(配布資料に記載予定)	未定	各都道府県・指定都市・中核市社会・保健局関係主管課
2月中	障害者差別解消法の施行に向けた消費生活協同組合(連合会)への追加周知について	各都道府県消費生活協同組合(連合会)					

(1) 事務連絡・通知等		(2) 説明会等				
発出年月日	名称	開催年月日	名称	内容	場所	対象
		2月23日	ユニバーサル・コミュニケーション・カンファレンスvol.4(日本ケアフィット教育機構)	法律の概要、対応指針及び国交省のバリアフリー施策について	日本ケアフィット教育機構 東京センター	公共交通事業者等
		2月23日	障害者差別解消法で広がる世界へもっと旅行を楽しむためのユニバーサル・モビリティ～(株)JTB総合研究所	法律の概要、対応指針について	横浜市障害者スポーツ文化センター・ラポール	旅行者等
		3月17日	「障害者差別解消法」現場に求められること(産業能率大学)	法律の概要、対応指針について	産業能率大学 総合研究所	公共交通事業者、百貨店事業者等
		1～3月	旅行業界における障害者差別解消法への対応について(日本旅行業協会・全国旅行業協会)	法律の概要、対応指針について	東京、大阪、名古屋、福岡、札幌、仙台、広島、那覇	旅行者(協会職員)

国土交通省